

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

(宛先) 東神楽町長
 子ども・子育て支援法第20条の規定により教育・保育給付費に係る支給認定の申請をします。
 また、保育園・幼稚園等の利用について次のとおり申し込みます。
 児童が卒園又は退園するまでの利用者負担額の算定に必要な場合には、課税状況等の調査、確認及び推定をすることに同意します。

記入にあたって不明な点がございましたら下記連絡先までご連絡ください

東神楽町教育委員会こども未来課 (総合体育館・これっと内)

電話：0166 - 83 - 5423 (平日・午前8時30分～午後5時15分)

提出日		令和 5 年 11 月 15 日	
住所	(〒071 - 1501) 東神楽町南1条西1丁目4番1号		
電話番号	自宅 0166-83-5423	携帯(父) 090-1234-5678	携帯(母) 080-1234-5678
生活保護の状況 <input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 受けている (年 月 日から受給)			
保護者(申請者)	氏名	個人番号(マイナンバー)	生年月日
父	ふりがな とうしん いちろう 東神 一郎	123456789012	昭・平 62・10・1
母	ふりがな とうしん はなこ 東神 花子	234567890123	昭・平 62・12・9
勤務先(会社・学校名)等		障害者手帳の交付	
株式会社●●商事		有・無	
有限会社●●通運		有・無	

日付は窓口に提出される日を記載してください。

住所は東神楽町内の住所を記載してください。転入見込の方は申請時点での住所を記載してください。

自宅及び父母の携帯電話の番号を記載してください。自宅に電話がない場合は空欄のままです。

保護者の個人番号(マイナンバー)の記載は必須となりますので、必ず記載をお願いいたします。

■税情報等

父母については個人番号(マイナンバー)の記載が必ず必要です

市町村が税情報等に関する情報を閲覧することになります。

費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設に対して提示することになります。

父(自署) 氏名 東神 一郎 印(代筆者)

母(自署) 氏名 東神 花子 印(代筆者)

※自署された場合は、押印不要です。
 ※やむを得ない事情で自署できない場合、代筆の上押印し、代筆した者の氏名を()内に記載してください。
 ※父母の他に生計を一にする家計の主宰者がいる場合は、別途同意書の提出が必要となりますので、申し出てください。

保育料算定等に必要となるため、父母の税情報を参照する必要があります。そのため、税情報の閲覧及び、税情報に基づき算定した保育料等の額を入園する施設等に対して通知することへの同意をお願いいたします。

父母それぞれの氏名を記載してください。※単身赴任等でどちらかの自署(自分自身で名前を書くこと)が難しい場合は、「氏名」の欄の右側に押印し、代筆された方の氏名を「代筆者」の欄に記載してください。※自署された場合、押印は不要です。

■申請に関わる子ども

氏名	性別	生年月日	障害者手帳の交付	特別児童扶養手当の受給	子どもの健康・発達に関する事項(アレルギー等について記載してください)
ふりがな とうしん たろう 東神 太郎	男	平・令 2・4・3	有・無	有・無	発達のことに関しておひさまの●●先生に相談をしています。

申請区分 1号(幼稚園・認定こども園(幼稚園機能部分)等の利用を希望する満3歳以上の子ども)
2号・3号(保育所・認定こども園(保育所機能部分)等の利用を希望する子ども) →裏面・保育を必要とする理由を選択

利用希望施設(1号認定の子どもは第1希望の欄に入所する施設名を記入すること)

町内	第1希望 ●●認定こども園	第2希望 ●●保育園	第3希望 ●●小規模保育園	第4希望 ●●小規模保育園	※広域入所を希望する(町内との併願を含む)ときのみ<町外>に入所を希望する施設名を記載してください。		
町外	第1希望 ●●保育園	第2希望 ●●保育所	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望

保育を希望する期間 令和6年 4月 1日～ □ 年 月 日

短時間保育の希望 短時間保育を希望する ※町内での短時間保育は8:30～16:30です

支給認定(入園)を希望する子どもの氏名等を記載してください。障害者手帳の交付、特別児童扶養手当の受給がある場合は、申請書の提出時に障害者手帳・特別児童扶養手当の証書(いずれも原本)を持参していただくようお願いいたします。子どもの健康・発達について留意すべき事柄がある場合は、内容(症状や状況)について詳しく記載する様にしてください。

幼稚園等の入園を希望する場合は1号認定となります。保育所等の入園を希望する場合は年齢によって2号若しくは3号認定となります。幼稚園と保育所の併願を検討されている様な場合は、こども未来課へ事前にご相談ください。

利用希望施設については町内の施設と町外の施設で欄を分けているのでご注意ください。1号認定を申請される場合(幼稚園(認定こども園の幼稚園機能部分を含む))は第1希望の欄に入園する施設名を記載してください。2号・3号認定を申請される場合で、広域入所(町外の保育所等への入園をすること)を希望される場合には町外の欄に入園する施設名を記載してください(どちらを優先されるのか窓口でお尋ねすることがあります)。

保育を希望する期間については町内の施設の場合は、原則として「小学校就学前」を選択していただいても構いませんが、広域入所(特に旭川市内の施設)を希望される場合は、当該年度限りの入所となるため、年度末の日付を記載していただくこととなります(不明の場合はお尋ねください)。2号・3号認定の申請をされる方で短時間保育を希望される場合は☑をしてください(1号認定の申請時は記載不要です)。

■上記以外の世帯員(生計を一にする者のみ記載すること)

続柄	氏名	個人番号(※1)(マイナンバー)	生年月日	勤務先(会社・学校名)等	障害者手帳の交付
妹	ふりがな とうしん ももこ 東神 桃子		昭・平・令 5・5・26		有・無
	ふりがな		昭・平・令		有・無
	申請子どもの兄弟姉妹については個人番号(マイナンバー)の記載が原則不要です		昭・平・令		有・無
	ふりがな		昭・平・令		有・無
	ふりがな		昭・平・令		有・無

父母及び支給認定(入園)を希望する子ども以外のご家族について記載してください。「続柄」については支給認定(入園)を希望する子どもから見た関係(兄、妹、祖父等)を記載してください。記載するのは、生計を一にするご家族全てです。※同居しているが、生計は別である方は記載不要です。※記載欄が不足する場合はご相談ください。※個人番号(マイナンバー)については、父母以外に家計の主宰者となる方(例:支給認定(入園)を希望する子どもから見て祖父となる方が父母を含めた家族を養っている場合)がいる場合は記載してください(支給認定(入園)を希望する子どもから見て兄弟姉妹である方の個人番号(マイナンバー)の記載は原則不要です)。

※1 父母以外に家計の主宰者となる者がいる場合にのみ個人番号(マイナンバー)を記載してください。
 <裏面にも記載事項があります>

■保護者の住所（表面、保育を希望する期間の開始日を基準に記載してください）

基準日	続柄	住所のあった市区町村	続柄	住所のあった市区町村
保育の開始を希望する日時点における本年1月1日現在の住所	父	都・道 市・区 町・村 ☑東神楽町内	母	都・道 市・区 町・村 ☑東神楽町内
保育の開始を希望する日時点における前年1月1日現在の住所	父	北海道 札幌市 区 ☑東神楽町内	母	東京都 文京区 ☑東神楽町内

保育料算定等に必要となるため、住民票の登録がどこにあったのかお伺いします。

【例：令和6年4月1日に入園を希望する場合】

保育の開始を希望する日時点における本年1月1日現在の住所：令和6（2024）年1月1日時点で住民登録のある自治体
 保育の開始を希望する日時点における前年1月1日現在の住所：令和5（2023）年1月1日時点で住民登録のあった自治体を記載してください。

※東神楽町内に住民登録があった方については東神楽町内の欄に☑してください。

■保育を必要とする理由（申請区分が2号・3号の場合のみ記載）

保育を必要とする理由	続柄		本申請書と併せて提出すべき書類 ※「◎」の印のある書類については東神楽町にて様式があります
	父	母	
1【就労】 月48時間以上就労することを常態として いる方が対象となります	○	○	法人等にお勤めの方… ・就労（内定）証明書 ◎ 農業をされている方、自営業を営んでいる方… ・自営業就労申立書 ◎
2【妊娠・出産】 認定の有効期間は産前6週間から産後8 週間が経過する翌日が属する月の末日ま で			・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・母子健康手帳の写し 出産予定日が記載されているページの写しをご用意 ください
3【疾病・障がい】 保護者が疾病・障がいにより保育をする ことが困難な方			・保育を必要としている事由申立書 ◎ 疾病がある方… ・診断書（通院・入院証明書でも可） 障がいがある方… ・手帳の写し（障がいによる手帳の交付を受けている 場合） ・診断書（通院・入院証明書でも可）（それ以外の場 合）
4【介護・看護】 保護者が介護等を行っており保育をする ことが困難な方			・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・介護が必要であることがわかる書類 例：診断書、通院・入院証明書等
5【災害復旧】 震災等の復旧にあたっている方			・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・り災証明証
6【求職】 認定の有効期間は認定された日から90日 間を経過する日が属する月の末日まで			・就労予定申立書 ◎
7【就学】 保護者が学校（職業訓練を含む）に在学 中の方			・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・在学証明書 入学予定の場合は合格通知書の写しをご用意ください
8【虐待・DV】			・保育を必要としている事由申立書 ◎ 関係機関への照会を行い確認をします
9【育児休業】 育児休業取得時に、既に特定教育・保育 施設等を利用している子どもがいて、継 続利用が必要であると認められる方			・就労（内定）証明書 ◎ 就労証明書にて育児休業の期間を確認します
10【その他】			状況に応じて必要書類をご案内しますので、お問い合 わせください。

保育を必要とする理由について確認します。

1号認定を申請される方は記載不要です。

2号・3号認定を申請される方については父母それぞれで該当する事由（複数ある場合は最も当てはまる事由）に「○」をつけてくだ
さい。

本申請書と併せて該当する事由の右側の欄に「本申請書と併せて提出すべき書類」を掲げていますので、それらの書類も一緒に提出す
るようにしてください。

※就労（内定）証明書等で勤務先の都合（本社へ郵送しなければ証明してもらえない等）により提出が著しく遅れるような
場合は事前にご相談ください。

※記載にあたり、判断に困る場合はご相談ください。

※ご注意ください※

◇申請書は楷書で丁寧に書いてください。

◇申請書はボールペン等の消えない筆記具で書いてください。

こすると消えるペンや鉛筆での申請は受け付けられません。

◇書き損じた場合、二重線を引き、訂正印を押してください。

グシャグシャと塗りつぶしたり、修正テープは使わないでください。

◇提出する際、記載されている全ての個人番号（マイナンバー）の確認をします。

マイナンバーを確認することができる書類（※）を持参してください。

◇提出にいられた方の本人確認をします。

運転免許証等の本人確認ができる書類を持参してください。

◇提出時に書き間違いが発見される可能性があるため訂正印（認印可）をご持参
ください。

※マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票等

-----以下、町及び施設記載欄-----

←-----これより下は東神楽町や施設にて記載する欄です。申請者の方は記載しないでください。

受付場所	<input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 施設	受付者氏名	
持参された方	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 代理人	代理人氏名	
個人番号の 確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード（顔写真付） <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票（番号付）		
申請者の 身元確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他（ ）		
代理人の 身元確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他（ ）		

事務 処理	支給認定決定通知書	保育利用決定通知書 ※1号は不要	利用者負担決定通知書
		文書番号： 日 付： 年 月 日	文書番号： 日 付： 年 月 日